



藤枝市情報セキュリティポリシー

平成27年12月28日 改定

藤枝市総務部情報政策課

目 次

序 章	藤枝市情報セキュリティポリシーの構成	1
第 1 章	情報セキュリティ基本方針	2
1.	目的	2
2.	定義	2
3.	適用範囲	3
4.	遵守義務	3
5.	情報資産への脅威	3
6.	情報セキュリティ対策	3
7.	情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	4
8.	情報セキュリティポリシーの見直し	4
9.	情報セキュリティ対策基準の策定	4
10.	情報セキュリティ実施手順（運用マニュアル）の策定	4
11.	特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針の策定	5
12.	特定個人情報取扱規程の策定	5
第 2 章	情報セキュリティ対策基準	6
1.	目的	6
2.	定義	6
3.	対象範囲	6
4.	組織体制	6
5.	情報資産の分類と管理	8
6.	人的安全管理措置	12
7.	物理的安全管理措置	14
8.	技術的安全管理措置	17
9.	運用による安全管理措置	22
10.	情報セキュリティ実施手順の策定	23
11.	取扱規程等	23
12.	評価・見直し等	23

序章 藤枝市情報セキュリティポリシーの構成

藤枝市情報セキュリティポリシー（以下「情報セキュリティポリシー」という。）とは、藤枝市が保有する情報資産に関するセキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものであり、情報セキュリティに対する取組姿勢を示す「情報セキュリティ基本方針」と情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為及び判断等の基準を示す「情報セキュリティ対策基準」から構成される。

また、情報セキュリティポリシーに基づき、情報システムごとに具体的な情報セキュリティ対策の実施手順（運用マニュアル）として「情報セキュリティ実施手順」を策定する。

くわえて、情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関する統一かつ基本的な方針として「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」を策定するとともに、特定個人情報の具体的な取扱と安全管理措置を定めるものとして「特定個人情報取扱規程」を策定する。

情報セキュリティポリシーの構成

標 題	内 容
情報セキュリティ基本方針	情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針
情報セキュリティ対策基準	情報セキュリティ基本方針を実行するための全ての情報資産に共通の情報セキュリティ対策の基準

情報セキュリティポリシーに基づき策定する文書

標 題	内 容
情報セキュリティ実施手順 (運用マニュアル)	情報システムごとに定める情報セキュリティ対策基準に基づいた個々の情報資産に関する具体的な対策手順
特定個人情報の適正な取扱いに 関する基本方針	特定個人情報の適正な取扱いに関する統一かつ基本的な方針
特定個人情報取扱規程	特定個人情報の具体的な取扱いと安全管理措置

第1章 情報セキュリティ基本方針

1 目的

本基本方針は、市が保有する情報資産を様々な脅威から防御し、機密性、完全性及び可用性を維持するため、市が行う情報セキュリティに関する対策の統一かつ基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) コンピュータ

パーソナルコンピュータ、サーバ、ストレージ等の機器をいう。

(2) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器をいう。

(3) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(4) 行政情報

行政事務の執行に関わる情報及びその記録をいう。

(5) 情報資産

情報システム及び行政情報をいう。

(6) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(7) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 完全性

情報に誤謬がなく、改ざん又は破損等により情報が消去されていない状態を確保することをいう。

(9) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(10) 情報セキュリティインシデント

情報セキュリティに関する障害・事故及びシステム上の欠陥をいう。

(11) 個人情報

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(12) 個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第3項に規定される個人を識別するための番号をいう。

（13）特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

3 適用範囲

（1）対象者の範囲

この基本方針の対象範囲は、市が保有する情報資産に接する全ての職員と労働者派遣事業により本市の事務に携わる者（以下「職員等」という。）及び委託事業者とする。

（2）情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む）
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

4 遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行にあたって、情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

5 情報資産への脅威

情報資産に対して想定される脅威として、以下のものを想定し情報セキュリティ対策を実施する。

（1）不正侵入又は不正操作

権限外者による故意の不正侵入又は不正操作によるデータやプログラムの持ち出し・改ざん・消去、機器及び記録媒体の盗難等。

（2）職員及び外部委託者による意図しない操作、故意の不正アクセス又は不正操作

職員及び外部委託者による意図としない操作、故意の不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの持ち出し・改ざん・消去、機器及び記録媒体の盗難、規定外の情報システムの機器操作によるデータ漏洩等。

（3）災害等

地震、落雷、火災等の災害や事故、故障等。

6 情報セキュリティ対策

市は、市が保有する情報資産を上記5の脅威から保護するため、以下の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

（1）組織的安全管理措置

情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を整備する。また、情報セキュリティインシデント発生時の体制を整備する。

(2) 情報資産の分類と管理

市が取り扱う又は今後取り扱おうとする情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

(3) 人的安全管理措置

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講ずる。

(4) 物理的安全管理措置

情報資産を有する保管庫や施設等への不正な立ち入りや、情報資産の損傷、盗難等を防ぐために、情報資産の設置や管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 技術的安全管理措置

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策等を実施する。

(6) 運用における安全管理措置

情報資産の管理、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、情報セキュリティインシデント発生時の対応等、セキュリティ対策の運用面の対策を講ずる。

7 情報セキュリティ監査又は自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査又は自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、必要に応じ適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

9 情報セキュリティ対策基準の策定

本市の情報資産について、情報セキュリティ対策を講ずるにあたっては、職員が遵守すべき事項及び判断等の基準を統一的なレベルで定める必要がある。そのため、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる基本的な要件を明記した「情報セキュリティ対策基準」を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ対策手順は、公開することにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼす恐れがあることから、非公開とする。

10 情報セキュリティ実施手順（運用マニュアル）の策定

情報セキュリティ対策を確実に実施していくためには、個々の情報資産に関する対策の手順を具体的に定めておく必要があることから、情報セキュリティ対策基準に基づき、「情

報セキュリティ実施手順」を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公開することにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼす恐れがあることから、非公開とする。

1 1 特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針の策定

本市が番号法に定められた事務において個人番号及び特定個人情報を適正に取り扱うための統一かつ基本的な事項を定めることを目的として「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」を策定するものとする。

1 2 特定個人情報取扱規程の策定

情報セキュリティポリシー並びに特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針に基づき、本市における個人番号及び特定個人情報の取り扱いを具体的に定めておく必要があることから、「特定個人情報取扱規程」を策定するものとする。

なお、特定個人情報取扱規程は、公開することにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼす恐れがあることから、非公開とする。